



県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和2年1月10日(金) 第9764号

目次

	ページ
規 則	
○群馬県青少年会館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則(生涯学習課)	2
告 示	
○道路の供用開始(道路管理課)	3

■規則

群馬県青少年会館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年一月十日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第一号

群馬県青少年会館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県青少年会館の設置及び管理に関する条例施行規則(昭和五十七年群馬県規則第四十三号)の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

第三条 削除

別表を削る。

別記様式第一号中「及び附属設備」を削る。

別記様式第三号中

附属設備			
甲類		乙類	
一	甲	一	甲

2 減免基準

を

2 減免基準

に改める。

別記様式第六号中「及び附属設備」を削る。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現に改正前の群馬県青少年会館の設置及び管理に関する条例施行規則の規定により提出されている申請書は、改正後の同規則の相当規定により提出されたものとみなす。

■ 告 示

◎群馬県告示第1号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県高崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年1月10日

群馬県知事 山 本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の日時
県道	綿貫篠塚線	高崎市綿貫町字堤784番の1地先から同市同字同766番の1地先まで	令和2年1月10日 午後5時